

オープンアクセス方針

(平成30年5月17日学長決裁)

(趣旨)

- 1 島根大学（以下「本学」という。）は、島根大学憲章に基づき、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）の公的研究資金を用いた学術研究の成果（以下「研究成果」という。）を広く学内外に無償で公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のよう定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行した学術雑誌に掲載された教員の研究成果を、島根大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

(適用の例外)

- 3 前項に関わらず、著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針制定以前に発表された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(研究成果の提供)

- 5 教員は、研究成果について、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版の電子データを、できる限りすみやかに無償で本学に提供する。なお、当該研究成果に共著者がいる場合、リポジトリによる公開につき、同意を得た上で提供するものとする。

(リポジトリの運営)

- 6 リポジトリの運営に関する事項は、「学術情報リポジトリ運用要項」に基づき取り扱う。

(その他)

- 7 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。